

第6次草津市総合計画 第2期基本計画について





総合計画

市政運営の最上位の計画

総合計画は「草津市自治体基本条例」に基づいて策定され、

“総合的かつ計画的なまちづくりの指針”として、本市の最上位計画に位置付けられています。

また、市民ニーズを的確に受け止め、自ら考え行動するといった自律性をもって市政運営に取り組んでいくため、市民の参加を得た計画の策定を行います。

【草津市自治体基本条例】（抜粋）

第13条 市は、市政運営の最上位の計画として市民の参加を得て総合計画を策定し、総合的かつ計画的に市政を運営しなければならない。



総合計画の構成

総合計画は、「基本構想」と「基本計画」からなる二層構造となっています。

基本構想

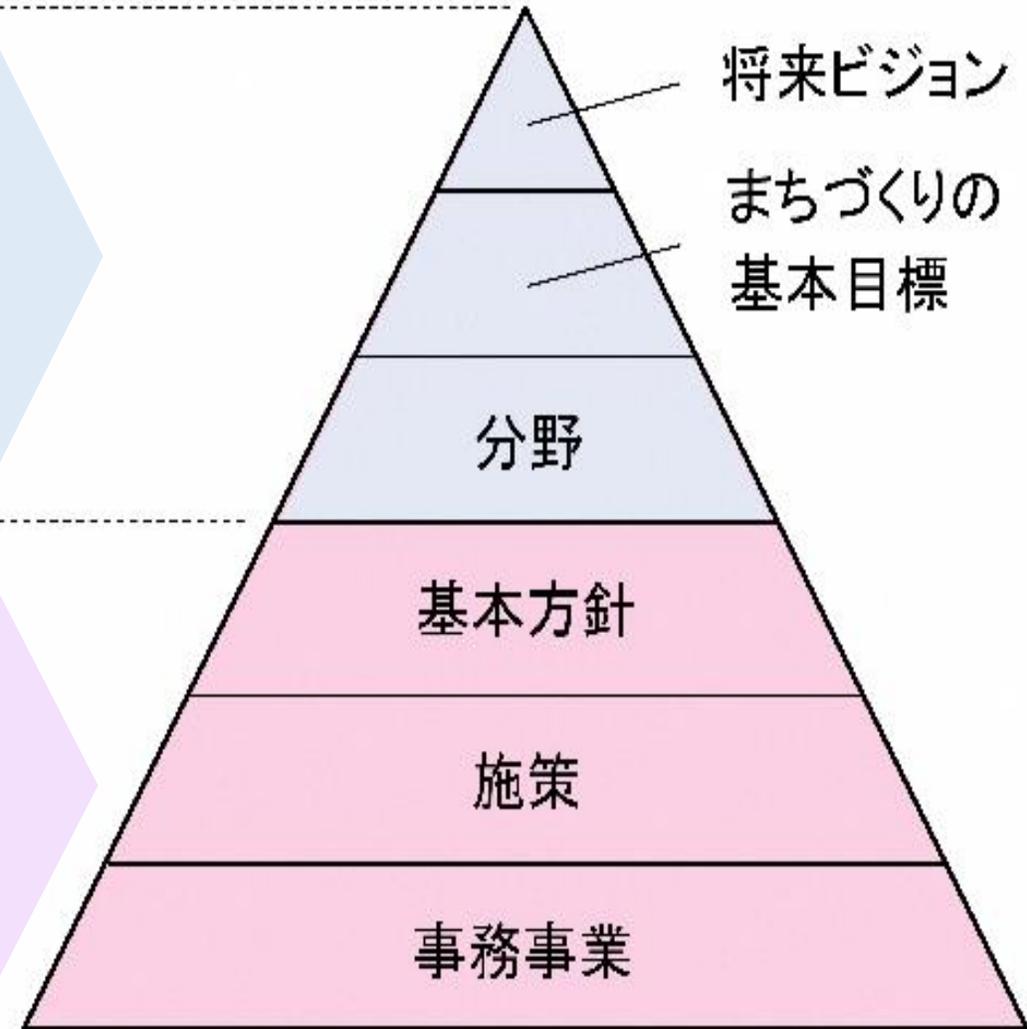
令和3(2021)年度から
令和14(2032)年度まで
の12年間

本市の目指すべき将来ビジョンを示し、その実現に向けたまちづくりの基本目標などを明らかにし、基本計画の方向づけを行うものです。

基本計画

1期4年の3期計画

基本構想に掲げる将来ビジョン、まちづくりの基本目標に基づき、各分野の基本方針、施策などを明らかにするものです。





計画の期間

策定中の第2期基本計画の計画期間は、令和7（2025）年度から令和10（2028）年度までの4年間を計画期間とします。

第6次 草津市総合計画	年 度											
	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
基本構想	構 想 期 間											
基本計画	第 1 期											
					第 2 期							
									第 3 期			



ひと・まち・ときをつなぐ



絆をつむぐ ふるさと 健幸創造都市 草津





第6次草津市総合計画の構成

基本構想

ひと・まち・ときをつなぐ

絆をつむぐ ふるさと 健幸創造都市 草津

基本目標

「こころ」
育むまち

「笑顔」
輝くまち

「暮らし」
支えるまち

「魅力」
あふれるまち

「未来」
への責任

分野

23分野

基本計画

第1期基本計画

リーディング
プロジェクト

- 未来を担う子ども育成プロジェクト
- にぎわい・再生プロジェクト
- 地域の支え合い推進プロジェクト
- 暮らしの安全・安心向上プロジェクト

「分野別の
施策」

分野別の基本方針や施策など



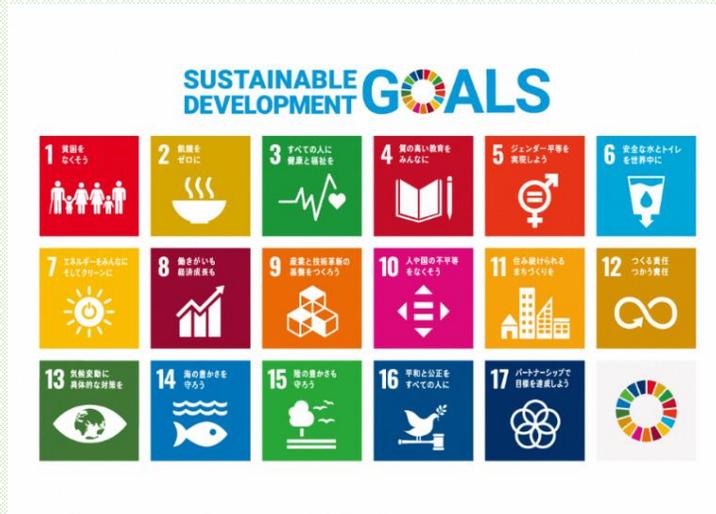
〈協働〉

協働は、共通の目的を実現するために、多様な主体が責任および役割を分担し、相互の信頼および理解のもと、お互いの特性および能力を持ち寄って連携・協力することで、単独で取り組むよりも大きな成果が期待される取組です。

基本方針ごとに行政と市民などの役割を示し、協働によるまちづくりを進めます。

〈SDGs〉

基本方針ごとに関連するSDGsの17の目標を示し、SDGsの目的である持続可能なまちの実現を目指します。

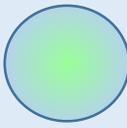


〈行財政マネジメント〉

基本目標「未来」への責任に位置づけた基本方針のもと行財政マネジメントを行い、各分野の持続可能な取組を推進します。



第1期基本計画で位置づけた上記の視点に加え、DX(デジタルトランスフォーメーション)の加速、ウェルビーイングの概念の全国的な広まり等を踏まえながら、社会情勢の変化を柔軟に捉えつつ、第2期基本計画での位置づけを検討します。



第6次草津市総合計画の構成【再掲】

基本構想

ひと・まち・ときをつなぐ

絆をつむぐ ふるさと 健幸創造都市 草津

基本目標

「こころ」
育むまち

「笑顔」
輝くまち

「暮らし」
支えるまち

「魅力」
あふれるまち

「未来」
への責任

分野

23分野

基本計画

第1期基本計画

リーディング
プロジェクト

- 未来を担う子ども育成プロジェクト
- にぎわい・再生プロジェクト
- 地域の支え合い推進プロジェクト
- 暮らしの安全・安心向上プロジェクト

「分野別の
施策」

分野別の基本方針や施策など



基本目標 「こころ」育むまち

分野	基本方針
1. 人権	1 - 1 人権の尊重
2. 男女共同参画	2 - 1 男女共同参画社会の構築
3. 学校教育	3 - 1 子どもの生きる力を育む教育の推進 3 - 2 学校の教育力の向上
4. 生涯学習・スポーツ	4 - 1 生涯学習の推進 4 - 2 スポーツの充実
5. 歴史・文化	5 - 1 文化財の保存と活用 5 - 2 文化・芸術の振興

第1期基本計画期間における取組状況や社会情勢・環境変化等を踏まえ、第2期基本計画の基本方針等を検討しています。
基本方針ごとの「市民・地域」、「事業者等」の役割について、次回以降の市民会議において、グループワークを実施いただく予定です。

基本目標 「笑顔」輝くまち

分野	基本方針	
6. コミュニティ	6-1 市民自治の確立 6-2 基礎的コミュニティの活性化	6-3 市民公益活動の促進 6-4 多文化共生社会の構築
7. 地域福祉	7-1 「地域力」のあるまちづくり 7-2 福祉の総合的な相談・支援の充実	
8. 健康	8-1 市民の健康づくり 8-2 医療保険制度の適正運用	
9. 子ども・子育て・若者	9-1 切れ目のない子育て支援 9-2 就学前教育・保育の充実	9-3 安心して子育てができる環境づくり 9-4 子ども・若者の育成支援
10. 長寿・介護	10-1 いきいきとした高齢社会の実現 10-2 あんしんできる高齢期の生活への支援	
11. 障害福祉	11-1 共に生きる社会の推進	

基本目標 「暮らし」支えるまち

分野	基本方針
1 2. 防災	1 2 - 1 自助・共助による防災対策の充実 1 2 - 2 災害に強いまちづくり 1 2 - 3 治水対策の推進
1 3. 生活安心・防犯	1 3 - 1 暮らしの安心の確保 1 3 - 2 犯罪のないまちづくり
1 4. 環境	1 4 - 1 良好な環境の保全と創出 1 4 - 2 脱炭素社会への転換 1 4 - 3 資源循環型社会の構築
1 5. 交通	1 5 - 1 公共交通ネットワークの構築 1 5 - 2 交通安全対策の推進
1 6. 道路	1 6 - 1 安全・安心な道路の整備
1 7. 上下水道	1 7 - 1 水の安定供給 1 7 - 2 下水道の安定運営

「分野別の施策」について④ (第1期基本計画)

基本目標 「魅力」あふれるまち

分野	基本方針	
18. 農林水産	18-1 農業の振興 18-2 水産業の振興	
19. 商工観光	19-1 中心市街地の活性化 19-2 商業の振興 19-3 工業の振興	19-4 観光の振興 19-5 勤労者福祉の向上
20. 都市形成	20-1 都市と住環境の質・魅力向上 20-2 まちなかの魅力向上と地域再生の推進 20-3 良好な景観の保全と創出	
21. 公園・緑地	21-1 ガーデンシティの推進 21-2 草津川跡地の空間整備	
22. 情報・交流	22-1 まちづくり情報の提供の充実 22-2 多様な連携・交流の展開	

基本目標 「未来」への責任

分野	基本方針
23. 行財政マネジメント	23-1 市民から信頼される市政運営 23-2 職員力の向上 23-3 行政事務の効率化と最適な行政サービスの実現



第6次草津市総合計画の構成

基本構想

ひと・まち・ときをつなぐ

絆をつむぐ ふるさと 健幸創造都市 草津

基本目標

「こころ」
育むまち

「笑顔」
輝くまち

「暮らし」
支えるまち

「魅力」
あふれるまち

「未来」
への責任

分野

23分野

第1期基本計画

リーディング
プロジェクト

- 未来を担う子ども育成プロジェクト
- にぎわい・再生プロジェクト
- 地域の支え合い推進プロジェクト
- 暮らしの安全・安心向上プロジェクト

「分野別の
施策」

分野別の基本方針や施策など

基本計画



ひと・まち・ときをつなぐ



絆をつむぐ ふるさと 健幸創造都市 草津

未来を担う
子ども育成
プロジェクト

地域の
支え合い推進
プロジェクト

にぎわい
・再生
プロジェクト

暮らしの安全
・安心向上
プロジェクト

第1期基本計画期間における取組状況や社会情勢・環境変化等を踏まえ、第2期基本計画のリーディング・プロジェクトを検討しています。



心豊かでたくましく生きる子どもを育成し、未来に向けて健幸を創造するまちづくり

- 子どもの豊かな育ちと学びを確かなものにする
- 生涯にわたって必要な生きる力の基礎を培う

未来を担う
子ども育成
プロジェクト

〈特に関連する分野〉

学校教育

子ども・子育て・若者



誰もがいつまでも元気に活躍できる健幸を創造する
まちづくり

- 地域住民が地域課題を「我が事」と捉える
- お互いを大切にし、支え合い、絆をつむぐ

地域の
支え合い推進
プロジェクト

〈特に関連する分野〉

生涯学習・
スポーツ

コミュニティ
地域福祉

健康
長寿・介護

障害福祉



市内外から人が集い、行き交い、将来にわたり、
利便性が高く快適に暮らし続けられる健幸を
創造するまちづくり



- それぞれの地域らしさを大切にする
- まち全体に公共交通ネットワークを形成する

にぎわい
・再生
プロジェクト

〈特に関連する分野〉

歴史・文化

交通

農林水産

都市形成

商工観光

公園・緑地



暮らしの安全と安心を守り、健幸を創造するまちづくり

- 「強さ」と「しなやかさ」を備え災害等に強くなる
- 市民・行政・関係団体等が一体となって取り組む

暮らしの安全
・安心向上
プロジェクト

〈特に関連する分野〉

防災

環境

上下水道

生活安心・防犯

道路



市民会議の流れ

第6次草津市総合計画第1期基本計画
基本方針：1-1 人権の尊重より抜粋

典 行 政

- 同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の早期解決を図ります。
- 人権や平和の大切さを学んでもらえる機会をつくります。
- 市民による学習会を支援します。
- 人権センターを中心とし、市民のニーズに応じた相談体制を整えます。

私たちの役割

市 民



市民・地域

- 各種の人権啓発事業や人権への関心を高める取組等に積極的に参加します。
- 組織内における人権教育を推進します。
- 身近な地域で相談ができる環境と人的ネットワークをつくります。

事業者等

- 各種の人権啓発事業や人権への関心を高める取組等に積極的に参加します。
- 組織内における人権教育を推進します。
- 組織内に、気軽に相談ができる環境をつくとともに、必要時に各専門機関へつなぎます。

2回目・3回目で御意見をいただきたい「私たちの役割」に関する記載部分

区分	1 回目の市民会議	2 回目・3 回目の市民会議
内容	「草津市の良いところ・変えたいところ」について	「私たちの役割」について
ねらい	第2期基本計画の策定にあたって、1 回目の市民会議では、「草津市の良いところ・変えたいところ」を出し合っていたいただき、2 回目・3 回目の市民会議では、「草津市の良いところ」を生かす視点や「草津市の変えたいところ」を解決できる視点を取り入れながら第2期基本計画における「私たちの役割」に関して御意見をいただきたいと考えております。	